

2021年9月28日

摂津市長 森山 一正 殿
大阪府知事 吉村 洋文 殿
厚生労働大臣 田村 憲久 殿

特定非営利活動法人 シンクキッズー子ども虐待・性犯罪をなくす会
代表理事 後藤 啓二(弁護士・野田市児童虐待事件再発防止合同委員会委員)

摂津市桜利斗ちゃん虐待死事件を教訓に児童相談所と市町村、警察の全件情報共有と連携
しての活動を求める要望書

本年8月31日、摂津市で3歳の桜利斗ちゃんが母親と同居していた男に熱湯をかけられ殺
害される事件が発生しました。摂津市は、虐待の疑いの通報を何度も受けながら警察と案件を共
有せず(要保護児童対策地域協議会の実務者会議に警察を参加させていません)、外傷が見られな
いなどとして緊急性はないと判断、虐待死に至らしめました。一つの機関だけでなく多くの機関
の多くの目と足で子どもを見守った方が、子どもを守ることができることは自明です。多くの機
関で対応すれば、多く虐待の兆候をみつけることができ、多く家庭訪問することができ、より一
層子どもの安全を確保できます。また、外傷が見られないから緊急性はないとの判断は危険極ま
りないことです。悪質な親ほど背中を殴る、冬に水風呂につける、冷水シャワーを浴びせるなど
の虐待行為を行っているのが実態ですし、虐待の急なエスカレートも珍しくありません。摂津市
は児童相談所から警察に必ず情報を提供する案件は「虐待による外傷」のある事案等に限定して
いる国の「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」(2018年7月)に引きずられてし

まったようにも思われます。そこで、次のとおり要望いたします。

1 摂津市におかれては、要保護児童対策地域協議会の実務者会議に警察を構成員とし、毎月 1 回の実務者会議の場で前月に把握した虐待案件を児童相談所の担当案件も含めすべて構成員と共有し多くの機関が連携して対応することができる態勢を整備していただきますようお願いいたします。また、今後、情報共有の在り方については、紙ベースのものから情報システムを整備することにより、効率化を図っていただきますようお願いいたします。

2 大阪府におかれては、府下の全市町村で上記 1 の取組がなされるようご指導いただき、また、現在、全件共有されている児童相談所と警察との間で、常時リアルタイムで最新の情報が共有できる情報システムを整備していただきますようお願いいたします。

3 摂津市、大阪府におかれては、本件につき独立した部外の委員により検証していただき、委員は児童相談所 OB や児童福祉の教員等児童虐待の「専門家」といわれる方よりも、独立した立場から幅広い視野で判断できる有識者・一般住民の方や他分野の研究者を多数とする構成とされるようお願いいたします。厚生労働省におかれても同様をお願いいたします。

4 厚生労働省におかれては、実務者会議に警察を参加させない自治体が多数に上ることから、「市町村子ども家庭支援指針(ガイドライン)」(平成 30 年 7 月 20 日)において実務者会議には「必要に応じて」警察を参画を求めるとの規定を、基本的な構成員とする趣旨の規定に改め、同会議で共有する案件を「虐待による外傷」がある場合等に限定せず児童相談所の担当案件を含めすべて共有するよう規定していただきますようお願いいたします。

また、全国の自治体に対して、①児童相談所から警察に提供する案件は「虐待による外傷」がある場合等に限定せず全件共有を図る、②児童相談所と警察とで常時リアルタイムで最新の情報共有ができるよう情報システムを整備する、③虐待死事件検証の委員会の委員の構成については上記 3 のとおりとする、ようご指導賜りますようお願いいたします。

理由

(1、2 について)市町村の担当案件についても児童相談所の担当案件同様、すべて警察と共有されることが子どもの安全のためには不可欠であり、警察が実務者会議の構成員とする

ことが必要です。また、大阪における児童相談所から警察への情報提供は月に1回まとめて案件の概要しか提供されていないことから、児童相談所が把握している子ども・家庭の状況を警察がリアルタイムで把握できず、危険な状況にある子どもを救うため警察が迅速に対応できる状況にありません。そこで、大阪でも埼玉県等で既に整備されている児童相談所と警察がリアルタイムで常時情報共有できるシステムが必要です。

(3 について)これまで虐待死事件の検証のため自治体や国に設置される委員会の委員は、児童相談所のOB、児童福祉を専門とする大学の教員、児童虐待の「専門家」と言われる医師等児童相談所や市町村(児童相談所)等から独立しているとはいいがたい、又は業務等を通じて密接な関係にあるいわば「身内」の関係者が多く、児童相談所等に配慮した検証、再発防止策の提言にとどまり、虐待死を防げなかった原因に応じた提言はまず見受けられません。本事件をはじめ児童相談所等が関与しながら命を救えなかった多くの事件の主要な原因は、児童相談所等の警察との情報共有すら拒む他機関排除体質にあります。それを改め警察との全件共有を提言する報告書はほとんどなく、職員の増員や専門的能力の向上など他機関を排除したまま今までどおりの対応を望む児童相談所等の意向に応じた内容であり、独立した立場から判断できる方が多数を占める組織による検証でなければ意味がありません。

(4 について) 上記1、2、3に記載のとおりです。

(本件連絡先)NPO 法人シンクキッズー子ども虐待・性犯罪をなくす会 代表 後藤啓二
東京都中央区日本橋茅場町 1-9-2-314 tel/ fax 03-6317-5298
kgoto@ab.auone-net.jp